

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名:総務常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
1	<p>国勢調査員の成り手が少なく、調査には訪問に関することなど様々な困難が伴うため、調査員の選任や調査方法について、市で検討するとともに国へ要望してほしい。</p>	<p>担当部局(総務部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「国勢調査に係る調査員の確保については、住民の高齢化等により担い手が不足しており、本市はもとより、県内各自治体でも非常に苦慮しているところである。また、実際の調査においても、近年の単身・共働き世帯やオートロックの共同住宅世帯の増加に伴う不在や居留守等による接触困難世帯に加え、個人情報保護意識の高まりや調査に対する回答意識の低下等による調査非協力世帯などにより、従来の調査員による個別訪問調査が困難となっているとの訴えが寄せられている。こうした状況を受け、今回の国勢調査後、令和8年2月に大分県にて開催された「令和7年国勢調査市町村事後報告会」の中で、本市をはじめ多くの自治体が、昨今の社会情勢の変化を踏まえた調査の円滑かつ確実な実施に向けて、調査員の確保や従来の調査方法等の抜本的な見直しを国へ要望するよう、要請してきたところである。さらに、本市も参画する大分県市長会において、令和8年5月に開催予定の九州市長会に「国勢調査の制度設計及び運用方法の抜本的な見直し」を議案として提出するよう取組を進めている。」</p> <p>本委員会としても、国勢調査員の選任や調査方法等について、今後の状況を注視していきます。</p>

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名:総務常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
2	<p>防災に関する以下の3点について見解を聞きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に指定避難所の許容範囲を超える避難者が避難してきた場合の対応について 2. 災害時に備えたマンション等の共同住宅への防災知識の普及啓発について 3. 地域の防災士への支援について 	<p>担当部局(総務部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「1. 本市では、これまでも指定避難所となっている小中学校の体育館に加えて、校舎の教室を利用することで大規模災害時の避難スペースを確保することとしている。また、協定により確保している県立高校など市内24か所の避難所代替施設の活用や民間施設の借上げも検討することで、より多くの避難者を受け入れることができるよう努めている。</p> <p>2. マンション等の共同住宅については、停電によりエレベーターが停止して移動が困難になるなど特有の課題もあることから、平成30年に作成し自主防災組織や防災士に配布している「自主防災活動の手引き」に、マンション等で特に注意が必要な災害への備えとして、ライフライン停止に備えた対策をはじめ、簡易トイレや7日分以上の飲料水等の備蓄、家具類の転倒防止対策などを掲載し、周知啓発している。また、令和7年6月にはホームページにこれらの情報を取りまとめた「マンションの防災対策に取り組みましょう」のページを新たに掲載するとともに、マンションの管理組合に対して防災対策のチラシを配布するなどしたところである。</p> <p>3. 本市では平成18年度から防災士の養成に取り組んでおり、その資格取得費用について全額公費負担しているところである。また、毎年フォローアップ研修やスキルアップ研修を実施するとともに、校区単位で防災士協議会を設立して活動する場合の補助金交付など、資格取得後もその活動を支援している。」</p> <p>本委員会としても、防災に関する各取組について、必要に応じて協議していきます。</p>

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名:総務常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
3	<p>防災行政無線が聞き取りづらいため、住民周知について工夫をしてほしい。</p>	<p>担当部局(総務部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。 「同報系防災行政無線は、周辺の建物の状況やスピーカーからの距離、雨、風の影響等により、聞き取りづらい場合もあるため、放送内容を電話で確認できる、無料の自動電話応答サービスも併せて提供しているところである。また、本市では、災害時の情報伝達手段として、同報系防災行政無線に加え、大分市防災メールや携帯電話会社の緊急速報メール、本市公式SNSなど、複数の手段により防災情報を伝達していることから、防災行政無線からサイレンなどが聞こえた場合は、まずはお手持ちの携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオなどでその内容を確認していただくことが重要だと考えている。防災情報の取得方法については、ホームページや「わが家の防災マニュアル」に掲載し周知しているところであり、今後とも市民の皆様、複数の媒体により防災情報を確認していただくよう周知徹底を図っていく。」 本委員会としても、防災行政無線に関する周知について、継続した取組を求めています。</p>
4	<p>テニスコートなどの施設について、健康維持のためにも年末年始の利用を検討できないか。</p>	<p>担当部局(企画部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。 「市民の健康維持・増進の観点から、年末年始を含むスポーツ施設の有効活用については、重要であると認識している。一方、現行の施設運営体制を踏まえると、土日祝日の利用については、あらかじめ通常の管理運営体制として職員配置や指定管理者の勤務体制が組まれており、その中で対応しているものである。これに対して、年末年始期間については、施設の安全管理や設備点検、緊急時の職員体制の確保、指定管理者等との契約条件など、運営面においていくつかの課題がある。また、他の公共施設との運営の公平性や、職員の勤務体制との整合も考慮する必要がある。このため、現時点においては、年末年始期間の利用については慎重な判断が必要であり、直ちに実施することは困難であると考えている。」 本委員会としても、スポーツ施設の年末年始の利用について、今後の状況を注視していきます。</p>

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名:総務常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
5	市議会だけでなく、市としても市民の声を聴く場を設けてほしい。	<p>担当部局(企画部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「市民の声を聴く場として、これまで「市政懇談会」を開催していたが、参加者の固定化や寄せられる意見の偏重などの課題があった。こうしたことを踏まえ、市民の皆様が手軽に意見や提言を行うことができるよう、手紙や投書による「市長へひとこと」、ホームページや大分市公式LINEのほか、各課が行っているパブリックコメントやアンケート調査など、様々な手法によりご意見等をいただいている。今後もデジタル技術の活用を含めた手法を取り入れ、効果的に意見聴取に努めていきたいと考えている。」</p> <p>本委員会としても、市として市民の声を聴く機会の充実を引き続き求めていきます。</p>
6	自治委員が行っている市報等の配付については、高齢化が進み限界になる可能性があることから、業者委託などの検討をしてはどうか。	<p>担当部局(市民部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「市報の配布については、令和4年度から5年度にかけて開催した「大分市自治委員制度検討委員会」において、他都市の事例などを参考にポスティング業者等への委託を含めて検討したが、配布時における住民同士のコミュニケーションが減少するなどのデメリットがあることから、業者等への委託の導入は慎重にすべきとの結論に至った。今後も、自治委員連絡協議会の地区会長会や校区会長会の意見等を参考にしていきたいと考えている。」</p> <p>本委員会としても、地区等の状況を確認しながら、今後の取組を注視していきます。</p>
7	公民館の修繕等に関する補助金について、時期や金額により申請できないことがあるため、在り方を検討してほしい。	<p>担当部局(市民部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「公民館の新築・改築・増築・購入などの大規模なものは前年度に要望書を提出してもらい予算編成に反映している。また、修繕・屋外付帯工事については、実施年度の申請により補助金の交付を決定しているが、運用にあたっては、安全確保のための緊急性や必要性に応じ、可能な範囲で柔軟性をもたせた対応をしている。今後も限られた予算の中でより多くの要望に応えていきたいと考えている。」</p> <p>本委員会としても、公民館の修繕等に対する補助金について、可能な範囲での柔軟な対応を求めていきます。</p>

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名:総務常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
8	<p>学校現場で活用されている学校連絡システムすぐーるを、自治会においても活用してはどうか。</p>	<p>担当部局(市民部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。 「すぐーるは学校と保護者等の連絡に特化したシステムで、学校運営上、全家庭に必要な情報を保護者、地域関係者等に伝えるものであることから、そのまま自治会活動に転用することは困難と考えている。現在、自治会活動においてはホームページやSNSなど様々なツールが活用されているが、それぞれでメリット・デメリットも違うことから、自治会の状況や活用の場面に合わせて活用するツールを選択し、創意工夫をするなかで自治会活動の活性化につなげてもらえればと考えている。」 本委員会としても、今後の状況を注視していきます。</p>
9	<p>交通マナーの悪い運転手が多く、危険を感じることもあるため、交通ルールに関する周知・啓発等が必要ではないか。</p>	<p>担当部局(市民部)へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。 「交通ルールに関しては、これまでもホームページやSNS、交通安全運動等における街頭啓発活動、おおいた交通安全フェアなどを通じて周知・啓発をしているところである。また、本年4月1日から始まる自転車運転者に対する交通反則通告制度(青切符)が導入されるため、自転車安全利用五則など自転車の交通ルールについてもあらゆる機会を利用して、周知・啓発を図っている。今後も警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、交通安全教育や啓発活動に一層努めていく。」 本委員会としても、交通ルールに関して、より一層充実した周知・啓発等の取組となるよう求めていきます。</p>